

経過措置期間延長のご案内

拝啓、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社製品に対し格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記製品につきまして 令和3年3月5日付厚生労働省告示第63号にて経過措置期間が告示されましたので下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも弊社製品に格別のお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

経過措置期間が 2021年3月31日までとなっておりますが、
2021年9月30日まで延長されました。

経過措置期間満了日	経過措置品目
2021年9月30日	アストマリ錠 15mg
	アストマリ細粒 10%
	カラシミーゼ散 50% *
	ヘマレキート錠 30mg *
	ヘマレキート錠 60mg *
	ヒカミロンディスポ関節注 25mg
	チルミン錠 100 *
	チルミン錠 200mg *
	ジアイナミックスカプセル
	ジアイナミックス注射液

なお、* につきましては統一名収載品目のため官報告示されておりましたが、
薬価基準収載品目一覧表にて経過措置期間を確認しております。

以上